

## 仕 様 書

この仕様書は、精華町公用車（軽バン）賃貸借業務（令和7年度）について必要な事項を定めるものとする。

- 1 件 名 精華町公用車（軽バン）賃貸借業務（令和7年度）
- 2 契約期間 6年間（令和8年2月1日から72月間）
- 3 支払条件 落札者は毎月の賃貸借料を、翌月に書面をもって請求することとし、  
請求から30日以内に支払うものとする。

（ただし、車両登録等の関係から協議により月の途中からの賃貸借の場合は、その月の賃貸借料は両者協議により決定することとする。）

### 4 車両の仕様

- （1）車 種 軽貨物自動車（国産新車・ハイルーフ）
- （2）台 数 2台
- （3）車 体 色：ホワイト ドア：4ドア以上
- （4）仕 様 積載性のある箱バンタイプで、次の要件を満たすものとする

- ①乗 車 定 員 4名
- ②動 力 源 ガソリンエンジン車・660cc程度
- ③トランスミッション AT
- ④駆 動 方 式 2WD
- ⑤ステアリング 右ハンドル（パワーアシスト付き）
- ⑥性 能 次に挙げる環境性能以上の性能を有するもの  
・令和4年度燃費基準達成車

### （5）装備・附属品

次のものを装備していること。

- ①ドアバイザー（フロント/リヤ 計4枚）
- ②フロアマット（ラバータイプ）・荷室マット（ラバー又は塩ビタイプ）
- ③エアコン
- ④オーディオ（AM/FM ラジオ）

- ⑤パワーウインドウ（フロントドアのみも可）
- ⑥集中ドアロック
- ⑦ABS装置
- ⑧運転席・助手席にエアバッグ装備
- ⑨ドライブレコーダー
- ⑩その他道路運送車両法の保安基準により義務付けられている装備

（６）諸経費

- ①自賠責保険料（賃貸借契約期間中）
- ②重量税（賃貸借契約期間中）
- ③自動車取得税
- ④軽自動車税（賃貸借契約期間中）
- ⑤登録諸費用（一式）
- ⑥自動車リサイクル料

（７）メンテナンスサービス

- ①賃貸借契約期間中の自動車検査及びそれに係る費用
- ②賃貸借契約期間中の法定点検（１２月点検）
- ③エンジンオイル補充・交換（主に車検整備及び定期点検時に行うが、必要と思われる場合は適宜行う。）
- ④故障修理（事故による故障を除く。）
- ⑤バッテリー交換（点検時、又は不具合により精華町が申し出たとき）
- ⑥タイヤ交換

・ラジアルタイヤ ※契約期間中に１回程度の交換を予定

（タイヤ溝３mm以下もしくは１箇所以上にスリップサインが出たとき。）

また、これ以外の場合で精華町が車両の安全走行が確保されていないと判断したときは適宜交換する。）

・冬用タイヤ（スタッドレスタイヤ）は必要なし

- ⑦消耗品の交換（オイルエレメント、プラグ、電球、ワイパーゴム等交換が必要と

なったときに適宜整備交換を行う。)

⑧車検及び定期点検等の際の代車は必要なし

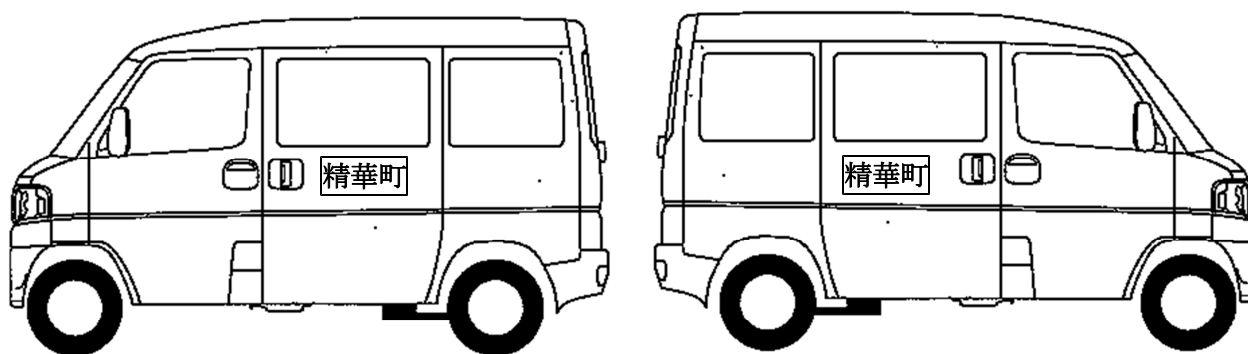
⑨点検及び整備の際の、車両の引取り及び納車にかかる費用

(8) 予定走行距離 1ヶ月 約500km

(9) 文字

①「精華町」の文字を記したマグネットを用意すること(車体左右各1箇所)

(黒文字、丸ゴシックで1文字7cm四方)



## 5 その他特記事項

- (1) 車両の納車等にかかる費用については、落札者が負担すること。
- (2) 任意保険の加入のため、落札日から7日以内に車両ごとの車両価格(附属品を含む。)を提示すること。また車両番号は取得次第提示すること。
- (3) 納車が遅れる場合、遅れると認識した段階で精華町役場総務課へ連絡すること。
- (4) 賃貸借期間中において、賃貸借車両の権利等を譲渡することはできない。
- (5) 賃貸借期間満了時の査定額と予想車両売却額(残価)の差額の清算は行わない。
- (6) 契約は、賃貸借契約(長期継続契約)とする。契約年度以降において、本賃貸借契約にかかる歳出予算が減額又は削除された場合は、賃貸借契約を変更又は解除する。
- (7) 契約書については本町で準備するが、各社指定の契約書でも可とする。ただし、協議のうえ契約条項の変更、追加、削除する場合がある。
- (8) その他、仕様書に明記されていない事項については、両者協議により決定する。